

2021.01.04

ESG リスクトピックス <2020 年度第 10 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ サーキュラーエコノミー ■

エレン・マッカーサー財団、サーキュラーエコノミーのパフォーマンス測定ツールをアップデート

英エレン・マッカーサー財団は 10 月 28 日、サーキュラーエコノミーのパフォーマンス測定ツールのアップデート版「Circulytics 2.0」をリリースした。Circulytics は、製品やマテリアルフローの評価だけでなく、企業が事業全体における循環性をどの程度達成しているか評価できる。2020 年の 1 月にリリースされてから、全世界で 600 社以上の企業が登録している。今回のアップデートにより、操作性の改善、多くの業界ベンチマークの入手等が行われており、企業の循環性をより包括的に把握できる。

（参考情報：2020 年 10 月 28 日付 Ellen Macarthur Foundation, Circulytics - measuring circularity HP : <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/resources/apply/circulytics-measuring-circularity>）

■ 生物多様性 ■

IUCN と IOC らがスポーツインフラの開発における生物多様性保護ガイダンスを発行

国際自然保護連合（IUCN）は、国際オリンピック委員会（IOC）、サンフランシスコ河川協会（SFEI）と協働し、ガイダンス「スポーツと都市の生物多様性：都市の自然とスポーツの相互利益を達成するためのフレームワーク」を発行した。本ガイダンスは、都市の生物多様性への投資が、スポーツ連盟、会場の所有者、運営者にとって、コストではなく新しい機会を提供するものであるとしている。また、スポーツインフラの生物多様性への影響を決定する 7 つの生態学的観点として、「都市景観全体の接続性*」「生息地パッチを取り巻く景観マトリックスの質**」「利用可能な生息地の多様性」「在来植生」「水や営巣地などの特殊な資源」「野生生物に配慮した管理」を挙げ、計画策定のフレームワークの概要を説明している。

* 生物多様性保全においては、生息地を確保するだけでなく、対象である景観（この場合は都市）内での接続性、ネットワークが重要となる。

** 生物多様性保全の分野においては、ひとかたまりの生息地などを「パッチ」、それらを含む景観全体を「マトリックス」と呼ぶ。都市の生物多様性保全においては、緑地や公園などの生息地パッチの質だけでなく、それらを取り巻く景観（ビル街、住宅街など）の質も必要になる。

（参考情報：2020 年 11 月 6 日付 IUCN HP : <https://www.iucn.org/news/business-and-biodiversity/202011/new-iucn-ioc-guide-demonstrates-how-sports-can-benefit-nature-cities>）

■ 気候変動 ■

WWF、不安定な気候下でレジリエントなビジネスを行うためのガイドを発表

国際 NGO の WWF は 11 月 17 日、企業向けに、気候変動に伴う不安定な気候下で企業がレジリエントであるための方法を解説したガイド“Rising to Resilience: A practical guide for business and nature”を発表した。

同ガイドは、気候変動により暴風雨や干ばつ、熱波などがより深刻かつ高頻度になるとし、企業においてはこのような気候に耐え、回復し、適応できる「レジリエンス」が必要と指摘。企業がレジリエンスを高めるためのステップを以下の通り解説している。

ステップ 1：利用可能な情報を広く収集したうえで、自然資源や生態系サービスもスコープに含めて、気候リスクを評価する

ステップ 2：単にリスクに耐えるだけでなく、変化に対応するための戦略を構築する

ステップ 3：自然に配慮した実行可能で柔軟な地域の適応ソリューションを実装する

ステップ 4：対策をモニタリング、評価、管理する

(参考情報：2020 年 11 月 17 日付 WWF HP：<https://www.worldwildlife.org/publications/rising-to-resilience>)

■ 生物多様性 ■

WBCSD、循環型バイオエコノミーが環境課題を解決しながら約 800 兆円のビジネス機会を生むとの報告書を発表

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）は 11 月 23 日、循環型バイオエコノミーに関するレポート“The business opportunity contributing to a sustainable world”を発表し、製薬、繊維、建材などの 10 の分野でバイオ由来製品が従来型の製品を補完、代替することにより 2030 年までに 7.7 兆ドル（約 800 兆円）相当のビジネス機会が生じると指摘した。また、バイオ資源を持続的に管理・回収し、最大限再利用する循環型バイオエコノミーは、気候変動、生物多様性、生態系の損失、資源不足などの環境課題への対応にもつながるとしている。

(参考情報：2020 年 11 月 23 日付 WBCSD HP：<https://www.wbcsd.org/Programs/Circular-Economy/Factor-10/Resources/The-circular-bioeconomy-A-business-opportunity-contributing-to-a-sustainable-world>)

■ サステナブル・ファイナンス ■

サステナブル・ファイナンスの国際プラットフォーム、グリーン投資の枠組み策定へ。金融庁も加盟。

EU が 2019 年に設立したサステナブル・ファイナンスの国際的なプラットフォーム「International Platform on Sustainable Finance (IPSF)」が今年 10 月に公表した IPSF の活動報告書によると、共通かつ基礎的なタクソノミー*の策定を目的とした作業部会が既に検討を始めていることや、情報の透明性を高めるための開示やグリーンボンド等の持続可能な金融商品の基準やラベルの専門部会、作業部会を将来的に立ち上げるとしている。金融庁は 11 月 24 日、IPSF への加盟を発表している。パリ協定の目標達成への金融市場の貢献が期待されることに鑑みると、規制・法制化とならないまでもソフト・ローといった形でのタクソノミー等の適用が国内において進みそうである。

* 経済活動が環境へ与えるインパクト及びサステナビリティについて判断するための基準。

(参考情報：2020 年 10 月 16 日付 EU, Annual report of the International Platform on Sustainable Finance (IPSF) HP：https://ec.europa.eu/info/files/international-platform-sustainable-finance-annual-report-2020_en

2020 年 11 月 24 日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20201120.html>)

Social—社会—

■ IoT ■

経済産業省、IoT 機器・システムのセキュリティ対策のフレームワークを公表

経済産業省は11月5日、「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を公表した。同フレームワークの活用で、関連の機器・システムに潜むリスクごとにカテゴリー分けし、それぞれに求められるセキュリティ・セーフティの要求事項を把握できる一方、カテゴリー間の比較も可能という。

(参考情報：2020年11月5日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201105003/20201105003.html>)

■ サイバーセキュリティ ■

世界経済フォーラムがサイバーセキュリティに関する緊急提言を発表

世界経済フォーラムは11月15日、オックスフォード大学とともに、コロナ禍によるテレワークとサイバー攻撃の増加を受けた緊急性の高い対応策をまとめたレポートを発表した。レポートでは、「セキュリティ業界」「業界団体や政府」「国際社会全体」の3つに大別したうえで、計15項目の緊急かつ協調的な行動を提示している。

(参考情報：2020年11月16日付 世界経済フォーラム HP：

http://www3.weforum.org/docs/WEF_Future_Series_Cybersecurity_emerging_technology_and_systemic_risk_2020.pdf)

■ AI ■

富士フイルムグループがAI基本方針を策定

富士フイルムホールディングスは11月30日、「富士フイルムグループ AI基本方針」を公表した。研究・開発、生産、販売・マーケティングをはじめとする企業活動全般において、人工知能(AI)を有効かつ適切に活用するための指針として作成。不平等や格差の拡大等、AI技術がもたらすリスクもふまえ、公正な利用、人権の尊重、情報セキュリティの管理、透明性の確保などの観点から、従業員一人ひとりがAIを有効かつ適正に活用することを定めている。同社はAI技術の進展に伴う社会の動きや価値観の変化を適切にとらえながら、AI活用によりもたらされる価値を最大限活用し、社会課題の解決に取り組むとしている。

(参考情報：2020年11月30日付 富士フイルムホールディングス HP：

<https://holdings.fujifilm.com/ja/news/list/898#>)

Governance－ガバナンス－

■ 取引慣行 ■

公正取引委員会、スタートアップの取引慣行に関する実態調査の最終報告を発表

公正取引委員会（以下、同委員会）は11月27日、スタートアップ企業の取引慣行に関する実態調査の最終報告を公表した。

本報告は、多くのスタートアップ企業が連携事業者、出資者、競合他社等との関係において、独占禁止法上問題となるおそれのある行為を受けていることを指摘。また、売上げ規模や法務担当者の有無の観点から比較した結果、売上が小規模かつ法務担当者不在の場合、連携事業者や出資者から納得できない行為を受けやすい状況にあることが明らかになった。

今後、同委員会は独占禁止法上問題となるおそれのある行為を未然に防止すべく、本報告書の速やかな周知徹底、および独占禁止法違反行為に対する厳正な対処を行っていく。

（参考情報：2020年11月27日付 公正取引委員会 HP：

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>）

全般・その他

■ 情報開示 ■

金融庁が「記述情報の開示の好事例集 2020」を公表

金融庁は11月6日、有価証券報告書や統合報告書における非財務情報に関する「記述情報の開示の好事例集 2020」を公表した。2020年版では、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する好事例を取りまとめた。「新型コロナウイルス感染症」については、感染症が長期化することを踏まえた事業への短期・中期的な観点での影響を取りまとめた事例や、環境変化に伴う新たなリスクを洗い出して記載している事例などを取り上げている。「ESG」については、「SDGsと事業との関連性」「ダイバーシティ」「気候変動」「人材育成・人材投資」「DX」「経営者メッセージ」に関する好事例を取り上げ、それぞれ情報開示をするうえで参照すべきポイントを解説している。

（参考情報：2020年11月6日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20201106-3.html>）

■ サステナビリティ ■

WBCSD、資本主義の在り方に変革を求めるレポート「資本主義の再発明」を公表

WBCSDは11月11日、同団体の2050年までのビジョンの改訂作業「Vision 2050 Reflesh」の一環として、現在の資本主義の在り方に変革を求めるレポート「資本主義の再発明」を公表した。レポートでは、資本主義は価値を搾取するモデルから真に価値創造に資するモデルに変革していく必要があり、そのためには企業の社会・環境コストやそれらがもたらす利益が、製品・サービス価格や損益計算書、資本コスト、市場評価等に反映されるべきとされている。新たな資本主義モデルを実現するためには、企業や投資家の行動を促す動機付けや新たな企業の評価方法を検討すべきとし、同団体は、会員企業間の協力関係の形成やPRIと連携した資本主義の再定義のための活動を行うとしている。

（参考情報：2020年11月11日付 WBCSD HP：<https://www.wbcsd.org/Overview/About-us/Vision-2050-Refresh/News/Reinventing-capitalism-WBCSD-lays-out-a-transformation-agenda-for-business>）

■ 全般 ■

大手機関投資家が、低炭素社会の実現に向けた一層の情報開示強化を求める声明を発表

機関投資家大手 80 機関以上が参加する「低炭素経済推進イニシアチブ (TPI)」は 11 月 13 日、GRI や SASB 等が定める企業情報開示のフレームワークでは開示が不十分だとして改善を求める声明を発表した。二酸化炭素の排出量が多い企業に対して情報開示強化をとともに排出量削減に向けた企業戦略と投資の意思決定を明確にするよう求めている。

(参考情報 : 2020 年 11 月 13 日付 TPI HP :

<https://www.transitionpathwayinitiative.org/publications/67.pdf?type=Publication>)

■ ESG ■

日本取引所グループが「JPX ESG Knowledge Hub」を開設

日本取引所グループは 11 月 20 日、「ESG Knowledge Hub」を開設した。

同サイトは上場会社の ESG 情報開示の促進を目的に「ESG 情報開示実践ハンドブック*」に関するオンラインセミナーや、ESG 情報開示の参考となる情報等を無料で提供する。同サイトのコンテンツの作成には、サポーターとして登録されている国内外投資機関・関連団体が協力しており、今後、上場会社と投資家や関連団体等をつなぐコミュニティとなることを目指し、同サイトを展開していく。

* 上場会社が ESG 課題に取り組み、情報開示を行うための検討ポイントを紹介するハンドブック (日本取引所グループ 2020 年 3 月公表)

(参考情報 : 2020 年 11 月 20 日付 JPX グループ HP : <https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0010/20201120-01.html>)

今月の『注目』トピックス

<デジタルガバナンス>

○経産省、企業の DX 推進でデジタルガバナンス・コードを公表

(参考情報：2020 年 11 月 9 日付 同省 HP、および情報処理推進機構 HP：

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/dgs5/20201109_report.html

<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html>)

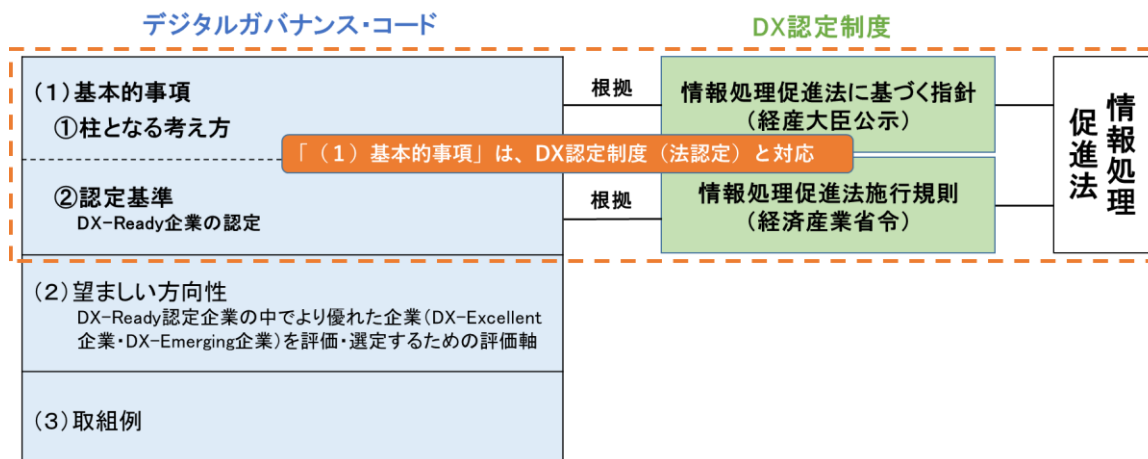
経済産業省は 11 月 9 日、政府が次世代の超スマート社会として提唱する「Society5.0」の実現に向けて、企業がビジネスモデルの抜本的な変革（DX*：デジタルトランスフォーメーション）により、企業価値を継続的に向上させるために実践すべき取り組みなどをまとめた「デジタルガバナンス・コード」を公表した。

同コードでは、企業が自社の取り組みについて、株主・投資家を始めとするステークホルダーとの対話において重視すべきトピックスを 4 つの「柱」に整理。それぞれに柱について、目標レベルに応じて「(1) 基本的事項」「(2) 望ましい方向性」を設定した。

<デジタルガバナンス・コードの柱立て>

柱立て		(1) 基本的事項 柱となる考え方
1	ビジョン・ビジネスモデル	ビジネスと IT システムを一体的に捉え、デジタル技術による社会及び競争環境の変化が自社にもたらす影響（リスク・機会）を踏まえた、経営ビジョンの策定・実現に向けたビジネスモデルの設計を行い、価値創造ストーリーとして、ステークホルダーに示す。
2	戦略	社会・競争環境の変化を踏まえたビジネスモデル実現の方策としてデジタル技術の活用戦略を策定し、ステークホルダーに示す。
	1. 組織作り・人材・企業文化に関する方策	デジタル技術の活用戦略推進に必要な体制の構築、組織設計・運営の在り方をステークホルダーに示す（人材の確保・育成、外部組織との関係構築・協業も含む）。
	2. IT システム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策	IT システム・デジタル技術活用環境の整備に向けたプロジェクトやマネジメント方策、利用する技術・標準・アーキテクチャ、運用、投資計画等を明確化し、ステークホルダーに示す。
3	成果と重要な成果指標	デジタル技術活用戦略の達成度の指標を定め、ステークホルダーに成果の自己評価を示す。
4	ガバナンスシステム	・経営者が、デジタル技術活用戦略の実施でステークホルダーへの情報発信を含めリーダーシップを発揮する。 ・経営者が、事業・IT システム各部門（担当）と協力し、デジタル技術に係る動向や自社の IT システムの現状を踏まえた課題を把握・分析し、戦略の見直しに反映する。サイバーセキュリティリスク等にも適切に対応する。 [取締役会設置会社の場合] ・取締役会は、経営ビジョンやデジタル技術の活用戦略の方向性等を示すにあたり、その役割・責務を適切に果たす。また、実現に向けた経営者の取組を適切に監督する。

「(1) 基本的事項」は、20 年 5 月改正の情報処理促進法で創設された DX 認定制度**に対応。「(2) 望ましい方向性」は、DX 認定事業者 (DX-Ready 企業***) の中で、より優れた企業を評価・選定するための評価軸となっている。同省は、DX 認定制度が、企業の DX 取組みの自主的・自発的な推進、DX 取組みの可視化によるステークホルダーとの対話の促進などに寄与している。同認定制度の運営を受託する独立行政法人情報処理推進機構は同日、Web 申請の受付を開始した。



<経済産業省「デジタルガバナンス・コード」を基にMS & ADインターリスク総研にて作成>

* デジタルトランスフォーメーション。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

** 情報処理の促進に関する法律に基づく認定制度 (DX 認定制度) の詳細は以下を参照。

(<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html>)

*** 企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態のレベル感をいう。

新年 特別コラム：2020 年の ESG トピックス・2021 年に実施すべきリスク対策

2020 年は COVID-19 という新種ウィルスの蔓延により、経済の停滞や社会不安の拡大をもたらしました。これを背景に、リモートワークやビデオ会議の導入、リスク管理や BCP・BCM の見直し、さらには事業戦略の再考や事業転換など企業のあり方へも影響があったのではないのでしょうか。また、SDGs（持続可能な開発目標）が 2015 年に示されてから世界は持続可能な社会、経済の必要性が浸透しつつありましたが、この新型コロナの出現によって、持続可能性の重要性を痛感したように思います。

このような社会情勢でしたので、2020 年のメイントピックスは新型コロナと言えますが、その他にも、E・S・G に関連した様々な動きがありました。本号では特別コラムとして、2020 年の ESG トピックスを振り返りたいと思います。

<E> 気候変動等に関連する国内外の動向

1) グリーンリカバリー、脱炭素社会

2020 年は COVID-19 の影響により、気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（The 26th meeting of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC-COP26）や生物多様性条約第 15 回締約国会議（The 15th meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity: CBD-COP15）などの環境分野の重要な会議が延期されました。感染者の拡大、死者数増加、マスク等の生活物資不足、解雇による失業者増加など経済的打撃のニュースが中心となり、E（環境）分野でいうと、昨年度までの世界的な気候変動緩和の流れがここにきて滞るものと思われました。

しかし、4 月 14 日、EU 環境大臣の呼びかけにより、気候変動や生物多様性損失の緩和を新型コロナパンデミックの経済復興策とする「グリーン・リカバリー・アライアンス」が発足、180 名超の企業の CEO らが共同声明を発表したり、5 月 4 日には国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP-FI）や責任投資原則（PRI）、CDP などの機関投資家グループが同様の共同文書を発表するなど、気運を一転させるような動きが方々でみられました。国・地域レベルでは、EU が新型コロナ危機からの復興と脱炭素を同時に推進する経済対策を 5 月に公表しています。その規模は、EU の 2021~2027 年の長期予算 1 兆 740 億ユーロに、復興基金「Next Generation EU」の 7500 億ユーロを上乗せした過去最大の 1 兆 8000 億ユーロとなっています（本予算案は 11 月 10 日に欧州議会と理事会の EU 加盟国によって合意されています）。他にも、カナダ、ニュージーランドが同様の政策を打ち出しています。また、日本の環境省は 8 月、グリーンリカバリーのプラットフォーム「The Platform for Redesign 2020」を立ち上げており、現時点で 73 か国・地域と NGO などの市民団体が参画しています。

国内においては、より早期に脱炭素社会にすべく舵が切られました。10 月 26 日の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力する」とし、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」¹と述べられたことは記憶に新しいと思います。その後、11 月 19、20 日、衆参両院で「気候非常事態宣言*」が可決、採択されていますし、翌 11 月 21、22 日にテレビ会議形式で開催された G20 リヤド・サミットにおいて、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを国際的に表明されています。また、12 月 4 日の記者会見では、2050 年カーボンニュートラルに向けて「過去に例のない 2 兆円の基金を創設し、野心的なイノベーションに挑戦する企業を今後 10 年

間、継続して支援していきます。(中略) また、自動車から排出される CO₂ をゼロにすることを目指し、このため、電気自動車などを最大限導入していくための制度や規制を構築します。」²と発言されています。さらに、12月12日、パリ協定締結5周年を記念したイベント「気候野心サミット」での菅総理のビデオメッセージでは、「気候野心同盟 (Climate Ambition Alliance) **の参加」と「2030年に向けた日本の取組についても、新たな目標を踏まえて議論を進め、COP26までに国連に通報することを目指す」³ことが伝えられています。

2) 自然資本、生物多様性

自然資本、生物多様性に関連する動きも多くありました。欧州委員会は5月20日、ポスト愛知目標***に準拠する目標を含む「2030年 EU 生物多様性戦略」を採択しています。6月18日には、蘭・中央銀行のオランダ銀行が、生物多様性損失による国内金融機関のリスク分析結果を発表しています。同報告書によると、金融機関は生物多様性損失に起因する物理的リスク、移行リスク、評判リスクにさらされているとし、それぞれのエクスポージャーを5100億ユーロ、810億ユーロ、960億ユーロ(リスクが高まると970億ユーロが追加)と概算しています。また金融機関に対して、それらリスクの特定と、シナリオ分析、ストレステストを推奨しています。また7月には、TCFDの自然資本版「自然関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Nature related Financial Disclosures :TNFD)」の作業部会が発足しました。作業部会は非公式であるものの、英国、スイス、フランス、オランダ政府が参画しています。TNFDによると、2021年に正式に発足し、フレームワークの設計、テストを経て、2022年に運用開始としています。さらに9月1日にはPRIが機関投資家向けの生物多様性損失のディスカッションペーパー「Investor Action on Biodiversity」を公表しました。それによると、世界の国内総生産44兆米ドルの半分は生態系サービスに依存度しており、生物多様性の損失によってその価値が大きく毀損されかねないとし、機関投資家には生物多様性の損失回避と回復への資本の割当てやスチュワードシップへの組み込み、自然関連の財務情報開示強化への協力などが記されています。

3) 将来に向けて

2021年には、延期されていたCBD-COP15が4~6月****に中国・昆明にて、UNFCCC-COP26は11月に英国・グラスゴーにおいて予定されています。さらに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次報告書の公表など、E(環境)関連のニュースは2020年以上と想像されます。また、日本国内においても、菅総理の2050年カーボンニュートラル宣言からのアクションの速さから想像すると、脱炭素社会に向けて社会が加速度的に進むことも考えられます。SDGsにも掲げられているとおり、「気候変動緩和」や「自然資本、生物多様性保全」は世界共通の課題であり、全ての企業に関わりある課題です。気候変動については、TCFDの主流化で一定浸透しつつありますが、自然資本、生物多様性保全は不十分という企業も多いように思われます。上述の通り、自然資本、生物多様性の損失による経済への影響の大きさから、規制当局や機関投資家は危機感を強めていますので、気候変動同様、自社のリスク・機会について棚卸するなど、今後検討されることが望まれます。

* 気候が非常事態であることを宣言することで気候危機への関心を高め、優先的に気候危機対策を推進するもの。

** 2019年の国連気候行動サミットにおいて、COP25議長国チリ主導のもと組成されたアライアンス。2050年までにCO₂排出ネットゼロとすることをコミットメントするもの。現在、121の国・地域、1,392社の企業、74の機関投資家など参加総数2,633が加盟している。

(<https://climateaction.unfccc.int/views/cooperative-initiative-details.html?id=94>)

*** 愛知目標とは、2010年に愛知県で開催された生物多様性枠組条約第10回締約国会議（COP10）において採択された、生物多様性の損失を食い止めるための2010～2020年までの目標。2020年10月開催予定であったCOP15において、後継の目標が採択されることになっていた。なお、ポスト愛知目標の草案は、2020年1月に国連生物多様性条約事務局から発表されている。

**** 2020年12月17日現在のUNのHPでは、開催をSecond quarter of 2021としている。

出典

¹ 首相官邸 HP (https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html)

² 首相官邸 HP (https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1204kaiken.html)

³ 外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page6_000497.html)

< § > COVID-19 禍における人権リスクの高まり／BCP 見直しの重要性

1) COVID-19 禍における社会問題の深刻化と人権リスクへの加担可能性の増大

COVID-19 の世界的大流行により、世界中で経済活動が停滞し多くの産業・企業が負の影響を受け、そのことによって様々な社会問題が顕在化・深刻化しています。SDGs は COVID-19 流行前からの“世界の持続可能性を脅かす課題”を提起していますが、COVID-19 の感染拡大・影響の長期化は、SDGs が提起していた社会問題を悪化させ、COVID-19 の負の影響を増大させる要因になっています。

多くの国で失業者が増加し、日本国内においても実に 100 万人近くの非正規労働者が職を失っています。中には女性就労者も多く、ひとり親世帯などをはじめ日々の生活が脅かされ貧困に窮するケースもでてきています。（Goal 1 貧困をなくそう／Goal 5 ジェンダー平等を実現しよう）

海外ではきれいな水にアクセスできず基本的な感染予防策を講じられない国・地域もあれば、COVID-19 に感染しても満足な治療を受けられず多くの方が亡くなっています。日本においても医療崩壊の足音が忍び寄っています（Goal 3 全ての人に健康と福祉を／Goal 6 安全な水とトイレを世界中に）。

在宅勤務や外出自粛の増加による他者とのコミュニケーション機会の減少と、将来の先行き不安等も相まって自殺やメンタルヘルス不調に陥るケースが増えています（Goal 8 働きがいも経済成長も）。

このような問題の深刻化の要因は COVID-19 の影響が大きいところではあるものの、一企業として、そのような問題の顕在化・深刻化に加担・助長していないか、十分に注意が必要です。

2020年2月、COVID-19 感染拡大初期に、経済産業省が「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」と題した経済団体への要請を出しました。本要請では、

1. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、下請事業者に対し、①通常支払われる対価より低い対価による下請け代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押し付けることがないよう、十分に留意すること
2. 今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

を要請しています。また、2020年4月、公正取引委員会が「新型コロナウイルス感染症に関連す

る事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について」を、5月には「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引 Q&A」を公表しました。本方針および Q&A では、このような緊急事態下における中小企業や個人事業主、フリーランスへの様々な“しわよせ”を危惧し、従前より下請法や独占禁止法上問題となりうる行為について厳正に対処する方針を打ち出すとともに、具体的に問題が発生した場合の対処策・回避策などを示しています。これらの要請は、単に法令を遵守せよということ以上に、“ビジネスの先にいるステークホルダーの人権を脅かさないよう協力、支援せよ”というメッセージであると言えます。

海外では同様の問題が日本国内以上に危惧されており、海外のサプライチェーンにも目を向け、責任ある行動をとることが求められます。2020 年 10 月、外務省が「ビジネスと人権に関する行動計画」を発表しました。その中においても、今後日本企業における人権デューディリジェンスを促進することの重要性が提起されています。COVID-19 禍において、海外も含めたサプライチェーン全体を含めた形で自社の行為や取引によって人権リスクが増大していないか、きちんと認識し課題を解決することが求められています。

2021 年、COVID-19 との付き合いも“2 周目”に入ろうとしています。2020 年は、“1 周目”であり、ビジネスの現場においても、「今回だけなら」「短期間であるならば」と割り切り様々な妥協や、負担を抱える（または抱え込ませる）こともあったのではないのでしょうか。当初の想定よりも早いタイミングでワクチンが開発され接種が開始されましたが、この事態を収束させるにはまだまだ時間がかかるというのが大方の予測であり、2021 年も様々な影響が持続することが見込まれます。COVID-19 の影響が長期化すればするほど、社会問題の顕在化を通じ人権リスクは増大していくことが見込まれます。一時しのぎで何とか乗り越えられた 2020 年とは異なり、2021 年は様々な問題が本格的に表出してくる可能性があり、企業として関係する社会課題の解決にどう立ち向かえるか、そのスタンスと力が問われます。

COVID-19 感染拡大初期である 2020 年 3 月、PRI（国連責任投資原則）が「責任ある投資家は COVID-19 危機にどのように対応すべきか」と題するレポートを出しました。本レポートにおいて、「投資家は、短期的なリターンが制限されるとしても、公衆衛生と長期的な経済パフォーマンスの利益のために COVID-19 危機下にある持続可能な企業を支援すべき。」とする声明を出しました。投資家は、利益追求のためではなく COVID-19 禍においてもサステナビリティに資する企業に投資せよ、という方針を打ち出しています。

この様な状況下において、自社の利益のみを追求するような行為、ステークホルダーの人権を侵害する行為は信頼の喪失とともに自社にとって命取りになる（持続可能性を損なう）可能性があることを肝に銘じ、“未知なる 2 周目（2021 年）”を乗り越えなければなりません。3 周目はないことを祈るばかりです。

2) COVID-19 禍で発生した熊本県人吉市水害と BCP の見直し機運

大型台風が上陸した 2018 年・2019 年とは異なり、2020 年は 12 年ぶりに台風が列島に上陸しなかった年ではありましたが、7 月には熊本県人吉市および球磨村渡地区において広域での洪水が発生しました。極めて短時間のうちに多量の雨をもたらす「線状降水帯」の事前予測の困難性が話題となりましたが、あわせて、COVID-19 禍における既存の BCP の課題が明らかになりました。

例えば、感染症対策を講じながらの避難所の運営や利用の難しさが露呈したり、感染症拡大の懸念から人手を十分に確保できず対策本部活動や復旧作業が思うように進められなかったなど、COVID-19 禍ならではの課題が表出しました。一方、リモートワークの環境が整備されたことで、情報伝達がスムーズに実施できた等、事業継続上の課題が解消した点もありましたが、既存の BCP に記載している内容は参考にならない部分が出てきました。過去に事業継続計画を検討した際に前提としていた事業・業務の遂行環境が COVID-19 により変化していることを踏まえ、あらため

て見直すことが推奨されます。

＜見直すべき項目の例＞

- 対策本部メンバーの参集基準（在宅勤務も想定した基準 等）
- 対策本部の会議実施方法や社内情報伝達手段（オンライン会議ツールを活用した方法 等）
- 設定している避難所（収容人数に無理がないか、といった観点での見直し 等）
- 備蓄品の種類（マスク等の感染症対策備品の追加 等）

また、これまで地震をテーマにした BCP しか備えていなかった企業においては、COVID-19 の感染拡大や近年の風水災の多発を受け、地震以外の災害にも対応可能な BCP の整備を進める機運が高まっています。災害の“初期対応フェーズ”の計画を検討するためには、地震とは異なる風水害、感染症の個別の特性を踏まえて検討することが重要となります。風水害であれば、予兆段階（前日の天気予報や警報情報など）からの TODO の整理や、最新のハザードマップを参照したうえで想定される被害を踏まえ検討することがポイントとなります。また、感染症であれば、海外における発生初期から国内感染初期、国内感染拡大期といったフェーズごとに TODO を整理することになります。これは今回の COVID-19 での実経験が参考になるはずですが、今回の対応経験を風化させないためにも、2020 年 1 月ごろの初期段階からの取組を思い返し検討すると良いでしょう。

一方、初動対応後の“事業継続フェーズ”の計画を検討する際には、災害ごとに計画を策定するのではなく「リソースベースで考える」と効率的です。「リソースベースで考える」とは、事業・業務の流れと、それを実行するために必要な「リソース（ヒト・モノ・カネ・情報 等）」に着目し、その流れを止めてしまう弱点や制約条件（ボトルネック）を洗い出し、止めない（事業を継続する）ための対応策を検討するものです。従来、“事業継続フェーズ”の計画は、被害想定（地震であれば拠点の想定震度と社会インフラ・施設設備の被害想定など）を置いて検討するケースが一般的でしたが、想定を超える被害が発生した場合や、他の災害が発生したときに活用できない、といったデメリットがありました。事業・業務を遂行するリソースに着目してボトルネック分析・対策検討をすることにより、このデメリットを克服することができるとともに、災害ごとに計画を策定する手間を省くことができます。

2021 年にどの程度の災害が発生するかは神のみぞ知るところではありますが、COVID-19 禍であることを踏まえた BCP の課題の解消および、災害の種類別の“初期対応フェーズの計画”ならびに“リソースベースでの事業継続フェーズの計画”を志向し、既存のものを改善していくことが推奨されます。

＜Ⅵ＞コーポレートガバナンス・内部統制

2020 年もコーポレートガバナンスや企業の内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）に関連して様々な動きがありましたが、特に以下の 4 点について解説します。

項目	時期	概要
(1)企業情報開示	3 月	金融庁がスチュワードシップ・コードを改定
(2)ハラスメント対策	6 月	パワーハラスメント防止対策等ハラスメント対策の強化を盛り込んだ「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行
(3)内部通報制度	6 月	改正公益通報者保護法が成立
(4)会社法改正	11 月	「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正」の公布

1) 企業情報開示

金融庁は3月24日、機関投資家の行動指針となる「スチュワードシップ・コード」を3年ぶりに改定しました。

改定版コードの目的として、「機関投資家が投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な『目的を持った対話』（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すこと」が掲げられており、ESGなど社会・企業のサステナビリティを考慮した投資方針とその実践を求めていることが特徴としてあげられます。

同コード自体は、直接的には機関投資家の行動指針となるものですが、情報を開示する企業側においても、その動向を注視していくべきといえます。

また、ESG情報の開示に関しては、本誌2020年度第8号の「今月の『注目』トピックス」で紹介したように、「ステークホルダー資本主義」として、以下の4つの柱を重視した国際的なESG情報に関する情報開示の枠組み・基準が整備されてきています。

- ・ガバナンスの原則 Principles of Governance
- ・地球 Planet
- ・人 People
- ・繁栄 Prosperity

企業においては、同コードで示されたサステナビリティや企業・投資家間の対話の重視、さらにはステークホルダー資本主義なども踏まえ、ESG情報を含む企業情報開示の継続的改善を図っていくべきでしょう。

2) ハラスメント対策

パワーハラスメントなどハラスメント対策の強化を盛り込んだ改正労働施策総合推進法などが2020年6月に施行され、企業のパワーハラスメント対策が義務化されました（中小企業は22年3月まで努力義務）。

改正法施行に先立ち、厚生労働省は1月、以下を盛り込んだ「パワーハラスメントに関して事業主が雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を公表しました。

＜講ずべき措置＞

- 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発
- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置等）
- 職場におけるパワーハラスメントに関わる事後の迅速かつ適切な対応
- 相談者等のプライバシー保護と不利益取扱の禁止

＜講ずることが望ましい措置＞

- セクハラなどパワハラ以外のハラスメントとの一体的相談窓口の設置
- 企業の従業員以外の者（顧客、取引先等）からのハラスメント行為（いわゆるカスタマーハラスメント）への対応

昨今、新型コロナウイルスの流行を受けたリモートワークの普及など従業員の労働環境の変化に伴い、いわゆる「リモハラ（リモートハラスメント）」といった問題も世間の注目を集めています。

こうした情勢変化に合わせ、企業におけるハラスメント対策についても見直しの必要がないか

を点検し、継続的に改善を図るべきでしょう。

3) 内部通報制度

2020年6月公布の改正公益通報者保護法では、以下が規定されました。企業不祥事の早期是正や通報者保護の徹底、通報の実効性向上などが目的です。

- ①従業員 301 人以上の企業に内部通報対応体制の整備の義務付け
- ②通報担当者の守秘義務と違反時の罰則の明確化
- ③退職後 1 年以内の退職者などへの保護対象範囲の拡大

改正法は、公布から 2 年以内に施行されます。今後、省庁から関連の規則や指針等の発出も想定されます。企業においては、今後の関連規則や指針の発出等を注視しつつ、改正趣旨を踏まえた前倒しでの対応が期待されます。さらには、企業の自浄作用向上の観点や株主や取引先などステークホルダーからの信頼向上の観点からも、この機会に改めて自社の体制を検証・見直すことが望まれます。

4) 会社法改正

法務省は 11 月、改正会社法と改正施行規則などの施行日を 21 年 3 月と発表しました。

改正会社法には、以下のような内容が含まれ、企業実務への多岐にわたる影響が見込まれます。企業においては、これらの内容を 9 月に先立って実施された意見募集の結果*で示された同省の見解も含めて精査した上、法律専門家の意見に加えて今後各団体から出ることが想定される対応例や留意点など各種情報を幅広く収集・検討し、着実な対応を図る必要があります。

- ・株主総会資料の電子提供制度の創設
- ・株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備
- ・取締役の報酬に関する規律の見直し
- ・補償契約の規定化
- ・役員等のために締結される保険契約（D&O 保険）の規定化
- ・社外取締役の設置義務化

同時に、改正会社法は、「コーポレートガバナンスの強化を通じた企業活動や株式市場の透明性の確保」を目的にしています。企業においては、その趣旨を踏まえ、株主や投資家との対話や情報提供を含め、自社のガバナンス体制のあり方を改めて検討し、着実な改善を進めていくことが重要です。

その際、以下のような官公庁や関係団体から出されている各種のガイドラインや報告書等が参考になります。

- ・金融庁 投資家と企業の対話ガイドライン
- ・金融庁 スチュワードシップコード（前掲）
- ・金融庁・東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コード
- ・世界経済フォーラム ステークホルダー資本主義（前掲）
- ・経済産業省 社外取締役の在り方に関する実務指針（社外取締役ガイドライン）
- ・経済産業省 「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」報告書

なお、今回の改正会社法で設置が義務化された社外取締役については、最近も、金融庁・東京証券取引所が検討中のコーポレートガバナンス・コード改定案では、東証 1 部に代わって創設される新市場「プライム市場」（仮称）の上場企業に、全取締役の 3 分の 1 以上を求める方針が明らか

になっています。ガバナンス強化の観点から社外取締役活用の動きが今後さらに進むものとみられます。企業においては、社外取締役の活用促進を含む適切なガバナンス体制を整備するとともに、役員が経営に一層専心できるための態勢整備（役員報酬制度、会社補償・保険など）が望ましいでしょう。

* <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=300080224&Mode=1>

リスクマネジメント第三部

サステナビリティグループ

主任コンサルタント 川崎 亜希子 (E)

統合リスクマネジメントグループ

上席コンサルタント 加藤 壮 (S)

危機管理・コンプライアンスグループ

シニアマネージャー・上席コンサルタント 井上 知己 (G)

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021.